

京都市教育委員会教育長訓令甲第5号

事務局

学 校

幼 稚 園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成16年9月30日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第3条中第17項を削り、第18項を第17項とし、第19項から第23項までを1項ずつ繰り上げる。

別表課長（体育健康教育室子ども安全課長、体育健康教育室保健課長、体育健康教育室体育課長、体育健康教育室給食課長、体育健康教育室中学校給食課長を除く。）、教育環境整備室長、京都御池中学校・複合施設建設室長、地域教育専門主事室長、情報化推進総合センター所長、不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室長、総合教育センターカリキュラム開発支援センター長、総合教育センター下京区統合中学校開設準備室長、教育相談総合センターカウンセリングセンター長、教育相談総合センターふれあいの杜館長、生涯学習総合センターの分館の館長、新中央図書館建設構想推進室長、右京中央図書館建設室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。）の館長の項中「不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室長」を削る。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）